

こんにちは、

Nuclear and Industrial Safety Agency

原子力安全・保安院

NISA です

原子力安全・保安院（通称NISA）は、エネルギー施設や産業活動の安全確保を使命として、平成13年1月の中央省庁の再編に伴って発足しました。経済産業省の「特別な機関」とされ、独立した意志決定を行っています。国民の安全を守る立場から、事業者に対して厳格な「安全規制」で、原子力施設等の安全を確保する責任を担っています。

私たちは、「原子力の安全」を守る
エージェント（代理人）です

電 気は、私たちの暮らしを支えてくれる最も重要なエネルギーですが、現在の総発電量の約3分の1は原子力発電に頼っています。その重要な原子力の安全を守る使命を、私たちNISAは担っています。

NISAは、原子力施設の危険性をよく理解し、国民の安全を守るため、その危険が現実にならないようにすることを目標としています。原子力施設を安全に動かすのは本来事業者の役割ですが、私たちNISAは、事業者の安全対策を法令に従って厳しくチェックし、国民の代わりに原子力施設の安全確保に努めています。

また、万一の事故に備え、365日、24時間対応できる体制も整えています。



今後「NISA通信」を通じ、私たちの活動をお伝えしていきます

NISAは、国民の皆様へ我々の活動を理解していただき、いと考え、さまざまな情報提供を行っています。このたび、新たに「NISA通信」を創刊しました。

今後、原子力の安全について皆様から知りたいことやNISAの活動など、わかりやすく直接お届けしていく予定です。よろしくお願いします。



NISAは、設計から廃止までの全ての段階で厳しくチェックしています

原子力施設を設置・運転する事業者には、自ら厳しく安全対策を行う責任があります。そして、それらを規制し、チェックして、見守ることが私たちNISAの役目です。

運転開始後にNISAは、定期的に「定期検査」を行うことに

パトロールなどを行い、運転状況を把握するとともに、事業者の安全対策を毎日チェックしています。さらに、原子力保安検査官は、事業者が自ら定めた保安規定をきちんと守っているかをチェックするため、年4回の「保安検査」も実施しています。

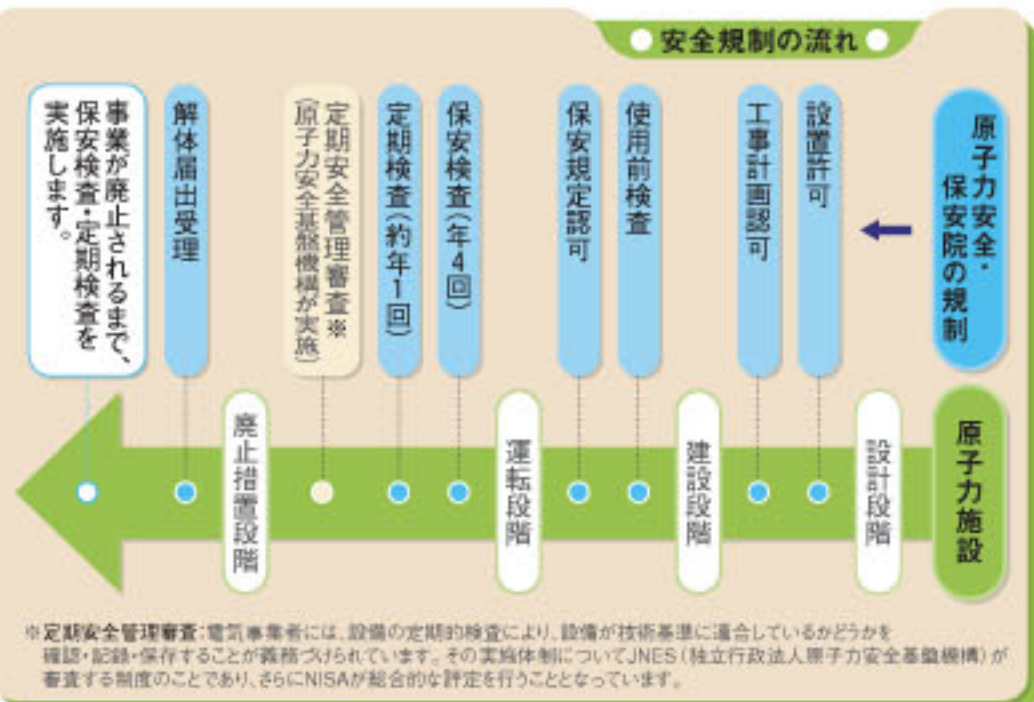
設計段階

まず、事業者が原子力施設を設計する段階からNISAのチェックが始まります。ここでは、設計された原子力施設が核燃料物質などによる災害を防止するために支障のない構造であるかなどを厳しくチェックします。

建設段階

次は「使用前検査」により、設計したとおりに製作・建設が行われているかどうかをチェックします。

運転を始める前に、事業者は自ら、原子力施設を安全に運転していく上で必要なことを定めた「保安規定」をつくる必要があります。この保安規定をチェックするのもNISAの仕事です。



このようさまざまな段階におけるチェックを通じ、もし基準や規定に違反していることがわかれば、NISAはただちに事業者に対し改めるよう求めます。場合によっては、許可の取り消しや、原子力施設の運転の停止などといった厳しい処分を行うこともあります。

こうしたNISAの事業者に対するチェックは、原子力施設が廃止されるまで続きます。

いつでも 全国の現場で 安全確保に取り組んでいます



全国の原子力保安検査官事務所



厳しい行動規範を守って、
任務を遂行します

科学的・合理的な判断

安全を使命とする専門家である私たちは、現場を常に正確に把握・判断し行動します。

強い使命感

国民の安全を守ることを最優先とし、潜在的に危険を持つ原子力に対して常に緊張感を持って任務を行います。

行動規範

中立性・公正性

国の原子力安全規制の専門機関として、常に中立・公正に検査を行い、判断し、活動します。

業務執行の透明性

何事も秘密にせず、日々の活動を情報公開し、説明責任を果たすことで、国民の皆様の信頼と安心感を得る努力をします。

私たちには3つの
任務があります

起こさせない

事故やトラブルを起こさせないよう未然に防止します。原子力の危険性について正しく認識し、国民の皆様へ危害が及ばないような安全行政を行います。

起きてからも広げさせない

万一トラブルが起きてしまった場合でも広げさせないよう、素早く・的確に対応して、災害が発生するのを未然に防ぎ、被害拡大の防止に全力を尽くします。

起こっても再び起こさせない

事故やトラブルの再発を防止します。そのため、事故についての調査・検証を重ね、分析し、再発防止のためにその教訓を活かすよう徹底的に取り組めます。

原子力安全規制制度の充実・整備を進めています

NISAでは、審議会(総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会)の下に分野別に設けられた各小委員会において、原子力施設における「クリアランス制度の整備」、「核物質防護規制の強化」及び「廃止措置規制の明確化」に関する審議を重ね、**「パブリックコメント」**を経て、昨年12月に報告書を取りまとめるなど、制度のあり方について検討を重ねてきました。この結果を踏まえ、関係する法律の改正に向けた準備を進めています。

(※)審議会の検討結果などについて、約1ヶ月間にわたり国民から意見を伺う制度です。

クリアランス制度の導入を検討しています

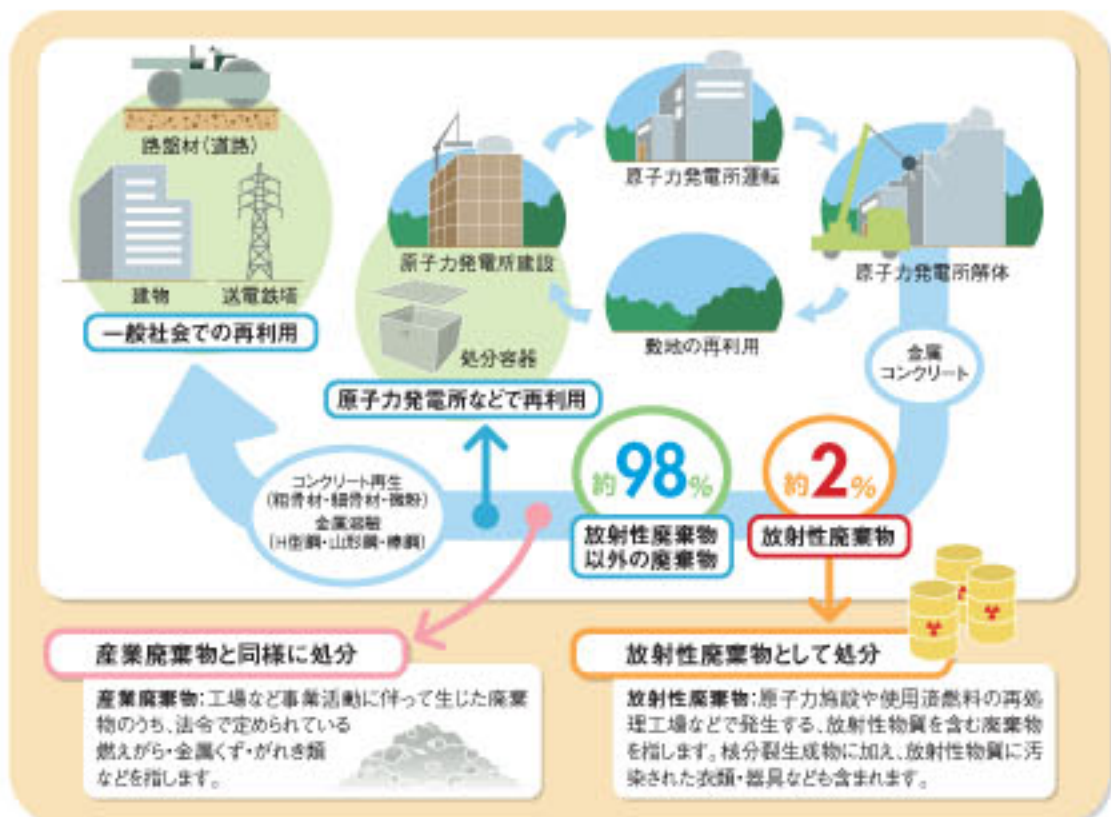
原子力発電所にも、いずれは運転を終了する時が訪れます。すでに

に、日本原子力発電(株)東海発電所の解体が本格化しています。が、

無視できるものも含まれています。これらを放射線防護を行う対象から外し、放射性物質として扱わないことを「クリアランス」といい、その濃度の基準を「クリアランスレベル」といいます。

なおクリアランスレベル以下の廃棄物は、安全上普通の廃棄物と同じ扱いができるため、わが国が目指す循環型社会形成の考えに沿って再生利用(リサイクル)や処分が可能となります。この場合、クリアランスされた資材は、法律(原子炉等規制法)による規制対象から外れる一方で、産業廃棄物または有価物として、一般の廃棄物・リサイクル関係法令の規制の対象となります。

審議会(廃棄物安全小委員会)において、このクリアランス制度のあり方について検討が行われ、昨年12月に報告書が取りまとめられました。NISAは審議会の報告を受け、このクリアランス制度の導入を進めることとしています。



運転終了後の原子力施設は、安全を確保しつつ解体撤去され、跡地は再利用されることとなります。この解体作業などに伴って発生する放射性廃棄物の中で、「放射性廃棄物」として扱うものについては、専用の処分場で安全に処分されます。しかし同じ廃材の中には、放射能の濃度がきわめて低く人の健康への影響が

(※)この場合のクリアランスレベルとは、どのようなに処分、間あたり0.1ミリシーベルトを超えないように定め、再利用されたとしても、

シーベルトは、国際的にも十分安全なレベルとして認められています。

国際的テロ脅威などに対し、核物質を防護する規制を強化します

2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロ以降、国際的に核物質の防護を巡る状況はより厳しさを増しています。わが国においても原子力発電所などに

制度の拡充を審議会(原子力防災小委員会)において検討してきました。主な検討項目は以下のとおりです。

①設計基礎脅威(DBT: Design Basis Threat)の導入

国が具体的に想定される脅威(設計基礎脅威)を設定し、事業者が「設計基礎脅威」に対応した防護措置を義務づける。

※「DBT」とは、事業者が核物質防護システムの設計に当たり考慮すべき脅威のこと。国際的な脅威情報や治安情報を知り得る立場の国の規制当局が治安当局と協議の上策定するものとされています。

②核物質防護検査制度の創設

関する規制経験の積み重ねを踏まえ、手続き面など検討を要する課題があることがわかってきました。

今後、NISAは審議会の報告を受け、核物質防護対策の強化を図ることとしています。

原子力施設の廃止措置規制を明確化します

原子力施設は、運転中だけでなく、廃止・解体する場合にも、十分な安全への配慮が不可欠です。例えば、わが国では、原子力発電所としてわが国初の事例となる日本原子力発電(株)東海発電所(昭和41年営業運転開始)の廃止に向けた措置が、所要の手続きを経て、平成13年より開始されており、安全性をひとつひとつ確認しつつ着実に進められているところです。

現在廃止・解体に関する法制度は、昭和32年に「原子炉等規制法」が定められたときに整備されたものであり、これまでの廃止措置に

関係する規制経験の積み重ねを踏まえ、手続き面など検討を要する課題があることがわかってきました。

今後、NISAは審議会の報告を受け、核物質防護対策の強化を図ることとしています。

NISAニュース

原子力発電所立地地域住民とNISAによる「対話の集い」が始まりました

い試みです。

NISAは、原子力発電所立地地域住民の方々と新たなコミュニケーションを図る場として「対話の集い」を開催します。これは北海道泊村と鳥根黒島町の2ヶ所です。昨年12月にスタートしており、地域住民の方々とNISAが力を合わせ、ともに「対話の集い」の場を作りあげていく新し

この「対話の集い」では、公募などを通して集まった住民の方々とNISAが定期的に会合を開き、自由な意見交換を重ねながら相互の理解を深めていきたいと考えており、会議の具体的なテーマや運営方法についても参加者の意見をもとに決定

新しく青森県東通村に、東通オフサイトセンターが開設されました



▲竣工間もないオフサイトセンター



▲オフサイトセンター内部

平成16年度原子力安全功労者に対し、経済産業大臣表彰が行われました

「原子力の日の」10月26日、東京において「平成16年度原子力安全功労者表彰」が行われました。



▲祝辞を読む平田大臣 政務官



▲表彰状授与の様相 ▲表彰された方々

美浜発電所事故調査委員会の中間とりまとめに基づき、必要な対応を進めています

平成16年8月9日に起きた「美浜発電所3号機二次系配管破損事故」について、事故調査委員会の「中間とりまとめ」が9月27日に発表されました。

その後、12月13日に第7回委員会が開催されるなど、年度内に最終報告書を取りまとめるべく、調査・検討が進められています。また、NISAとして、必要対応も着実に進めていることとします。

事故の概要

この事故は、福井県美浜町にある関西電力(株)美浜原子力発電所3号機のいわゆる「二次系配管(注)」と呼ばれる部分が破損し、二次系の冷却水が蒸気となって噴出し、当時タービン建屋の中で作業をしていた方5名がけがし、6名が負傷しました。



▲朝田委員長から「中間とりまとめ」を受ける中川大臣

事故後のNISAの対応

NISAはこの事故発生後、ただちに審議会を現地に派遣し、現地対策本部を設置して事故後の対応にあたりました。また翌10日には、中川経済産業大臣が現地を視察し、それと同時にNISAは事故の調査・検討を進めるため、事故調査委員会を設置し、同日に2名の委員を現地に派遣するとともに翌11日に第1回調査委員会を開催しました。また同日、NISAから原子力発電所及び配管の管理指針を見直し、改めて国の判断基準として明確に位置づけるため、検討を進めています。

NISAの主な対応

- 1 平成16年9月27日、関西電力(株)に対して、「厳重注意文書」(「美浜発電所3号機に対する技術基準適合命令」(「定期安全審査審査の決定結果の格下げ」)の通知文書を出し、再発防止対策に関する報告、3号機の使用の一時停止などを指示しました。
- 2 関西電力(株)に対して各種検査を、特に厳格に実施しています。
- 3 全原子力発電事業者に対し、再発防止策を実施するよう指導するとともに、各事業者の対応について確認を行っています。
- 4 配管の肉厚管理について法令上明確にするため、昨年12月28日、関係する法令の改正を行いました。
- 5 これまで事業者が用いていた配管の管理指針を見直し、改めて国の判断基準として明確に位置づけるため、検討を進めています。
- 6 国が行う保安検査の時に、事業者が行う二次系配管の肉厚管理について確認を行っています。

美浜発電所3号機の構造

